

8 高教学第 2209 号  
令和 8 年 7 月 17 日

高知市立学校長 様

高知市教育委員会  
学 校 教 育 課 長

河川等水難事故防止に向けた取組の徹底について（通知）

令和 8 年 7 月 16 日の下校後、川で友達と遊んでいた本市の小学校に通う児童が溺れるという水難事故が発生しました。

河川等での水難事故防止については、令和 8 年 7 月 8 日付け文書 8 高教学第 1984 号にて、依頼しているところではありますが、改めまして、かけがえのない子供の命を守るため、児童生徒の実態や地域の状況に応じた指導を行うなど、河川等における水難事故防止に向けた取組の徹底をお願いします。

(写)

8 高教学第 1984 号  
令和 8 年 7 月 8 日

高知市立学校長 様

高知市教育委員会  
学 校 教 育 課 長

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発への  
協力について（依頼）

うえのことについて、農林水産省並びに農村振興局整備部水資源課長、防災課長及び国土交通省、海上保安庁、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から高知県教育委員会事務局学校安全対策課を通じ、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴職所属教職員にお知らせくださるとともに、夏休み期間においては、河川等での事故が懸念されますので、ライフジャケットの着用の呼びかけ等、水難事故防止に向けた取組の徹底をお願いします。

問合せ先

高知市教育委員会 学校教育課  
担当：宮田 伯子  
TEL 088-823-9479  
FAX 088-823-9926



水難事故防止について、関係機関から協力依頼がありましたので、夏休み前の周知をお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 8 年 7 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての  
協力願い（依頼）

このたび、農林水産省、国土交通省及び海上保安庁より別添写しのとおり協力依頼がありました。学校の夏休み期間においては、河川等に多くの利用者が集まることが想定され、水難事故発生が懸念されることから、ライフジャケットの着用の呼びかけ等をはじめ、各省における別添の取組を学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

また、文部科学省からも「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（令和 8 年 4 月 7 日付 8 文科初第 58 号）において、水難事故防止も含めた校外活動時の安全確保について、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等も活用しながら、万全を期していただくようお願いしております。加えて、本通知では、今般の事案を踏まえ、修学旅行等においては、利用する旅客運送の安全確保（例：関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）について、予め確認いただくようお願いしておりますので、あわせて御確認願います。

なお、船舶を利用する際の安全確認については、令和 8 年 6 月 30 日付事務連絡「校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について」にあります国土交通省作成のリーフレットも御参照ください。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

※学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）（令和 8 年 4 月 7 日付 8 文科初第 58 号）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343\\_00052.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00052.htm)

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2670）  
E-mail：anzen@mext.go.jp

8 農振第 936 号  
令和 8 年 6 月 22 日

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

農林水産省  
農村振興局整備部 水資源課長  
防災課長

夏休み期間における農業用排水路及びため池への転落事故防止  
に向けた普及啓発について（協力依頼）

農業用排水路やため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設であり、古くから全国各地に整備されており、我が国の農業生産に重要な役割を果たしています。

一方で、農村地域の都市化・混住化の進展に伴い、これら施設への転落事故の危険性が増しており、例年、ゴールデンウィークから学校等の夏休み期間にかけて、事故が多く発生しています。

このため、当省においては、都道府県や市町村、施設管理者等と連携し、転落事故の防止に向けた安全対策や啓発活動の実施に取り組んでいるところです。本年 4 月には、「農業用の排水路及びため池への転落事故防止の取組実施についての協力願い（依頼）（令和 8 年 4 月 8 日付け 8 農振第 35 号農村振興局整備部水資源課長、防災課長通知）」により、貴省の御協力の下、学校教育機関を通じて、児童や生徒等に当省の取組を周知していただいたところです。

また、これから学校等の夏休み期間を迎えるに当たり、当省としては、夏休み期間における転落事故の未然防止を図るため、改めて学校教育機関を通じて児童や生徒等に注意喚起をお願いしたく、御協力を依頼するものです。

なお、農業用排水路やため池の危険性等を紹介する資料を別添のとおり添付いたしますので学校等において児童や生徒等に御指導いただく際に御活用いただきますよう、併せて周知のほどよろしく願いいたします。